

令和5年第6回6月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和5年6月2日(金) 午後1時55分から午後2時33分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 35人中、34人出席

4. 出席委員名

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 田戸岡 誠 | 2. 古坂 勇樹 | 3. 太田 善造 | 4. 三橋 衛 | 5. 工藤 育江 |
| 6. 野宮富喜子 | 7. 笠井 正己 | 8. 新岡 亮 | 10. 菊池 昭二 | 11. 葛西 勝久 |
| 12. 秋田谷廣次 | 13. 工藤しのぶ | 14. 成田 金春 | 15. 杉森 広宣 | 16. 今 輝義 |
| 17. 鎌田 誠 | 18. 福井 清光 | 20. 三橋 弘 | 21. 斉藤 鉄男 | 22. 成田 清繁 |
| 23. 長谷川一幸 | 24. 工藤 恒實 | 25. 長谷川秀樹 | 26. 小山内 壽 | 27. 藤本 正彦 |
| 28. 工藤 正樹 | 29. 稲葉 武彦 | 30. 福井二三夫 | 31. 工藤 宰 | 32. 横山 治彦 |
| 33. 山本 康樹 | 34. 神 文敏 | 35. 羽場 晃 | 36. 浅見 春樹 | 計 34人 |

5. 欠席委員名 9. 吉田 秀美 計1人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第10号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第35号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第37号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第38号 農用地利用集積計画の決定について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：竹内攻規 係長：村田龍治 主幹：成田圭吾 主事：對馬拓朗
主事：西巻塁斗 専門員：渋谷正彦 専門員：吉田真也 計7人

8. 会議の概要

事務局長(竹内攻規)

委員の皆様が揃いましたので、「令和5年第6回(6月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

本日はお忙しいところ、総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

いよいよ6月に入りましたが、まだまだ寒暖差がありますので、体調管理には十分注意し、農作業を頑張って頂きたいと思います。

さて、本日は6月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い

致しまして開会の挨拶と致します。

事務局長（竹内攻規）

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長（藤本正彦会長）

ただいまの出席委員は、35名中34名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（藤本正彦会長）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には25番長谷川秀樹委員、28番工藤正樹委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第10号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第35号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第37号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第38号 農用地利用集積計画の決定について

以上、報告2件、議案4件、計6件を上程致します。

議長（藤本正彦会長）

はじめに、「報告第10号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況について」、「報告第11号農地法第18条第6項の規定による
通知書の受理について」を事務局から報告させます。

事務局報告（村田総括主幹）

それでは、1ページをお開き願います。報告第10号について説明致します。

「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況
について」。令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状
況について報告する。令和5年6月2日提出、つがる市農業委員会会長。

報告理由ですが、農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営
局長通知並びに農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、農業委員会の農地利用
の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について報告するものであります。

内容については議案配布を事前に行っていることから、主な点だけ簡単に説明させ
ていただきます。3ページをお開きください。1、最適化活動の成果目標の（1）農
地の集積。目標の集積面積12,961ha、集積率90.6%に対して、実績は、集積面積
12,909ha、集積率90.3%で目標を若干下回る結果となりました。点検結果として、認
定農業者の死亡や離農により集積面積が減少したためで、離農者の農地を効率的に集
積するため、出し手受け手の意向把握の強化を図りたいと思います。以上で報告を終
わります。

事務局報告（西巻主事）

それでは、8ページをお開きください。報告第11号について説明いたします。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第6
8条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したの
で報告する。令和5年6月2日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第11号は、8ページの番号92番から9ページの番号95番までの4件で
す。解約は田が4件で面積は31,190㎡です。解約の理由は全て合意による解約
となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第35号農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」
を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

10ページをお開きください。議案第35号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」。農地法第3条第
1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消し願の提出があったので承
認を求める。令和5年6月2日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は11ページから13ページの取消し願の写しのとおり3件です。11ペー

ジの案件は平成24年5月総会で農地法第3条の売買で許可されましたが、所有権移転登記をしておらず、別の方へ売買するため、取消し願を提出したものです。

12ページと13ページの案件は令和5年3月総会で農地法第3条の売買で許可されましたが、買受人の都合により、取消し願を提出したものです。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第35号の質疑を終結致します。これより、議案第35号を採決致します。おはかり致します。議案第35号は、原案のとおり許可処分の取消しを承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり許可処分の取消しを承認することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第36号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、14ページをお開きください。議案第36号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5年6月2日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第36号は、14ページの番号153番から21ページの番号164番までの12件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が8件で、田が54, 549㎡、畑が125, 183㎡、「一般の売買」が1件で、畑が3, 494㎡となっております。また、使用貸借権設定が1件で、田が3, 112㎡、畑が1, 501㎡、賃借権設定が2件で、田が66, 118㎡、畑が17, 548㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから4ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま。

次に、売買価格について説明いたします。14ページ、153番の田は総額255万円、10a当り約24万6千円、154番の田は総額100万円、10a当り約14万4千円、15ページ、155番の田は総額357万円、10a当り約25万9千円、156番の田は10a当り20万円、16ページ、157番の田は総額400万円、1

0a 当り約 24 万 3 千円、158 番、17 ページの 159 番と 160 番の畑は 10a 当り 10 万円、18 ページ、161 番の畑は 10a 当り 25 万円となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第 36 号の質疑を終結致します。これより、議案第 36 号を採決致します。おはかり致します。議案第 36 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議 長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議 長（藤本正彦会長）

次に、「議案第 37 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。この案件については、1 番田戸岡誠委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（1 番田戸岡誠委員が退席）

事務局説明（西巻主事）

それでは、22 ページをお開きください。議案第 37 号について説明いたします。

「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第 1 条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和 5 年 6 月 2 日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第 37 号は、22 ページの番号 912 番の 1 件です。所有権移転の「あっせんによる売買」が 1 件で、田が 22,957 m²です。別添の農地法第 3 条調査書 5 ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま。

次に、売買価格について説明いたします。22 ページ、912 番の田は 10a 当り 22 万円となっております。以上で説明を終わります。

議 長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第37号の質疑を終結致します。これより、議案第37号を採決致します。おはかり致します。議案第37号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり許可することに決定致しました。1番田戸岡誠委員、入室願います。

(1番田戸岡誠委員が入室し着席)

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第38号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明(成田主幹)

それでは23ページをお開きください。議案第38号について説明いたします。

「農用地利用集積計画の決定について」。農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年6月2日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第38号は、23ページ番号23番から、30ページ番号241番までです。

内訳ですが、「公社への売買」で、田が3件、面積が合計27,608㎡です。次に、「公社からの売買」で、田が2件、樹園地が3件、面積が合計35,139㎡です。次に、「新規の賃貸借」で、田が4件、面積が合計39,035㎡です。次に、「新規の使用貸借」で、樹園地が1件、面積が合計4,493㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が3件、畑が1件、面積が合計31,710㎡です。

議案第38号の合計としまして、田が合計12件、畑が1件、樹園地が4件、合計17件、面積が合計137,985㎡ですが、田と畑両方の賃貸借が1件ありますので、番号で数えると16件になります。

それでは、売買価格について説明致します。23ページをお開きください。23ページ番号23番の田は、10a当り30万円です。次に、番号24番の田は、総額13万円です。次に、24ページ番号25番の田は、総額800万円です。次に、番号26番の田は、総額350万円です。次に、25ページ番号27番の田は、10a当り20万円です。次に、番号28番の樹園地は、10a当り10万円です。次に、26ページ番号29番の樹園地は、10a当り8万円です。次に、番号30番の樹園地は、総額30万円です。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促

進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第38号の質疑を終結致します。これより、議案第38号を採決致します。おはかり致します。議案第38号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は、原案のとおり決定致しました。

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（竹内事務局長）

- | | | |
|--------|------------------------|-----------|
| 1) 日 時 | 令和5年7月7日(金) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室 | |
| 2) 日 時 | 令和5年8月9日(水) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室 | |

2. 事務連絡

- 1) 令和5年度 つがる市農業委員会視察研修について（村田総括主幹）
- 2) 令和5年度西・つがる地区農業委員会大会について（對馬主事）
- 3) 農地パトロール(利用状況調査)のお願いについて（吉田専門員）
- 4) 令和5年度 農業者年金加入推進活動計画の策定について（渋谷専門員）
- 5) 農用地のあっせんをお願いについて（成田主幹）
- 6) 令和5年 田畑売買価格等に関する調査について（西巻主事）

議長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和5年第6回（6月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。